

福島県林業・木材産業改善資金貸付要綱

(平成16年1月16日15森第1565号農林水産部長通知)
(最終改正：令和4年1月25日4森第2581号農林水産部長通知)

(趣旨)

第1条 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年1月16日福島県規則第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき行う林業・木材産業改善資金の貸付けは、規則の規定によるほかこの要綱の定めるところによる。

(資金の内容)

第2条 県が貸付けを行う林業・木材産業改善資金は、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入するのに必要な資金であって、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 造林に必要な資金
- (3) 立木の取得に必要な資金
- (4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
- (5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
- (8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- (9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
- (10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- (11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- (12) 前各号に掲げるもののほか、林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金

(貸付金の利率)

第3条 規則第2条第2項及び第3項に定める資金の利率は無利子とする。

(貸付対象者)

第4条 規則第3条第1項に規定する借受資格を有する者（貸付対象者という。）は次に掲げる者とする。

- (1) 林業従事者たる個人
 - (2) 木材産業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）
 - (3) 前2号に掲げる者の組織する団体
 - (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）
 - (5) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が同法第4条第2項第2号ロの措置を行う場合における当該認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）
 - (6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って、同法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）
 - (7) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第23条に規定する認定計画に従って同法第19条第5項第4号又は第21条第5項第4号に掲げる措置を実施する同法第26条に規定する認定農林漁業者（以下「認定農林漁業者」という。）
- 2 借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
- (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
 - (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

（貸付資格の認定要件）

第5条 規則第3条第1項第1号に規定する法第7条第1項の認定（貸付資格の認定をいう。）に当たっては、規則第3条第2項に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画書の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、貸付資格の認定申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合に林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

なお、貸付対象者が認定中小企業者の場合にあつて、当該認定中小企業者が提出する林業・木材産業改善措置に関する計画書に添付される農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画に、別表1の1から3までのいずれかに該当する内容の支援措置（農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロに規定する支援するための措置をいう。以下同じ。）が記載されているときは、当該支援措置を林業・木材産業改善措置とみなし、当該認定中小企業者に対し貸付資格の認定を行うものとする。

また、貸付対象者が促進事業者の場合にあつては、認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業に、当該林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置を支援するための措置が含まれており、当該促進事業者が当該措置を適正に行うものと認められる場合は、貸付認定を行うものとする。

さらに、貸付対象者が認定農林漁業者の場合にあつては、みどりの食料システム法第23条に規定する認定計画に係る認定があつたことをもって貸付資格の認定があつたものとみなす。

- (1) 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）
 - (2) 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）
 - (3) 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）
 - (4) 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）
 - (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）
 - (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）
- 2 前項の認定に当たっては、林業・木材産業改善措置に係る事業（以下「事業」という。）が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付後3か月以内（森林施業の継続した実施、研修等3か月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。

（東日本大震災に係る償還期間等の特例）

第5条の2 規則附則第4項の規定より、償還期間、据置期間の特例を受ける場合は、別に定める様式により、原則として借受者の住所地に属する市町村長から証明を受けるものとする。

ただし、市町村が発行する罹災証明等により同等の内容が確認できる場合には、この限りではない。

- 2 規則附則第4項第2号に規定する「平年の売上げに比して相当程度減少したこと」に該当するかの判断基準は、原則として別表2のとおりとする。

（貸付資格認定の取消し）

第6条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。この場合借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、一時償還等の所定の手続を行うものとする。

（貸付対象及び事業費）

第7条 林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組については別表3のとおりとし、申請された林業・木材産業改善措置の取組ごとに事業費及び投資額の審査をするものとする。

2 事業費の算定に当たっては、林業従事者等の独創的、先進的取組を支援するとともに、投資が過剰なものとならないよう投資効率、資金借受者の経営収支状況に留意するものとし、特に次の点に配慮するものとする。

(1) 貸付けの対象となる施設、機械等の規模、構造等については、地域の実情に即したものとし、事業費は現地の実行価格により算定するものとする。

(2) 貸付けの対象となる施設、機械等は、新品、新築又は新設による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し、必要があると認める場合は、中古品若しくは古材の利用に係る事業又は増築、併設若しくは合体の事業を貸付けの対象とするものとする。

(事業の実施期間)

第8条 林業・木材産業改善資金による事業は貸付後速やかに着手し、林業・木材産業改善措置に関する計画書に記載する事業完了までの期間以内に事業を完了させることとする。また、交付された貸付金は、特別な理由がある場合を除き、事業着手後速やかに使用することとする。

2 事業の着手後災害等やむを得ない事情により、前項の計画期間内に事業を完了することが困難となる場合は、知事の承認を受けてこれを延長することができるものとする。

(事務の委託)

第9条 県は、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を、福島県森林組合連合会、福島県木材協同組合連合会に委託することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係)

貸付認定の対象となる認定中小企業者等 (※) の行う支援措置内容	
1	<p>林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置又は立木の取得</p> <p>認定中小企業者等が、連携先の林業従事者等に代わって当該林業従事者等の行う林業経営又は木材産業経営に必要な施設を設置し、又は立木を取得し、当該林業従事者等に提供することをいう。この施設は、例えば、プロセッサ、タワーヤーダー等の林業機械や、集成材製造施設、人工乾燥施設等の林産物の加工に用いられる機械等である。</p> <p>なお、連携先の林業従事者等が団体（森林組合、森林組合連合会、森林組合の出資する子会社等）である場合には、この連携先の林業従事者等とは、その団体の直接又は間接の構成員である林業従事者等のうち当該認定農商工等連携事業を実施する者を含む（以下 2 及び 3 において同じ。）。</p>
2	<p>農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の農商工等連携事業（以下「農商工等連携事業」という。）を実施する林業従事者等の生産する林産物を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得（以下「取得等」という。）</p> <p>認定中小企業者等が連携先の林業従事者等の林産物を原料又は材料として相当程度取り扱うことにより、当該林業従事者等の林業・木材産業改善措置を支援する効果を有する加工の用に供する施設の改良等をいう。</p> <p>この相当程度の具体的な判断基準については、当該加工施設において取り扱う林産物のうち連携先の林業従事者等の林産物が占める割合が事業初年度において概ね 30% 以上とし、認定農商工等連携事業計画の実施期間内に概ね過半となることとする。また、同計画を確実に実施する観点から、以下の各号のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 連携先の林業従事者等が、農商工等連携事業を実施するために新規又は拡大して林産物を生産する場合には、認定中小企業者等は、その新規又は拡大して生産された林産物を可能な限り引き受けること。</p> <p>(2) 認定中小企業者等と連携先の林業従事者等とは、安定的な取引関係を構築するため、農商工等連携事業を実施する期間は、取引契約を継続すること。</p>
3	<p>農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等</p> <p>連携先の林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等のことをいう。</p> <p>この「相当程度」の具体的な判断基準については、上記 2 の (1) 及び (2) の規定を準用する。</p>

※ 農商工等連携促進法第 12 条第 1 項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員をいう。

別表 2 (第 5 条の 2 第 2 項関係)

<p>「その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したこと」の判断基準</p>
<ol style="list-style-type: none">1 震災後から資金を借入れの申込みまでの 2 カ月間の売上額、受注額又は生産量等（生産量・販売量・取引量）が前年同期に比して 3 割以上減少している又は経営費が 3 割以上上昇していること。2 震災後の年間売上額、年間受注額又は年間生産量等が前年に比して 1 割以上減少すると見込まれる又は年間経営費が 1 割以上上昇すると見込まれること。3 売上額、受注額又は生産量等の指標の他、震災の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね 5 割以上依存しているなど、1 又は 2 と同程度以上の影響を受けている又は今後受けると見込まれること。 <p>ただし、個々の申請者の罹災の実情を勘案して、1 から 3 まで以外の基準による判断を排除するものではない。</p>

別表 3 (第 7 条第 1 項関係)

林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組等について

林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組例

区 分	林業・木材産業改善措置の内容	具体的な考え方
新たな林業部門の 経営の開始	従来行っていなかった林業部門の事業へ進出する場合（林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む）	部門は、基本的には、育林、素材生産、製薪炭、特用林産物生産（きのこ栽培を含む。）、育林サービス、素材生産サービス、山林種苗サービス等に区分する。
	・従来行っていなかった森林施業の開始	育林部門であっても、従来行っていなかった森林施業を開始する場合は、新たな林業部門の経営の開始とする。施業方法区分は以下の区分を基本とするが、同一の施業方法であっても、伐期の長期化、一伐採面積の大幅な縮小、集約化施業による高品質材の生産など技術・経営ノウハウが大きく異なるものを開始する場合は、従来行っていなかった施業方法の開始とする。 (施業方法区分：育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業) また、新たに森林認証を受けて施業を実施する場合も、従来行っていなかった施業方法の開始に含まれる。
	・従来行っていなかった素材生産事業（造林事業）の開始	従来行っていなかった素材生産部門、育林サービス部門、又は素材生産サービス部門の事業を開始する場合とする。 また、素材生産部門、育林サービス部門又は素材生産サービス部門であっても、従来行っていなかった長期の受・委託等の契約により造林事業又は素材生産事業を行う場合は、新たな林業部門の経営の開始に含まれる。
	・従来行っていなかった特用林産物生産の開始	新たに特用林産物の生産を開始する場合、及び従来行っていなかった品種の生産を開始する場合で従来の技術・経営ノウハウでは対応できないものとする また、原木栽培から施設栽培など技術・経営ノウハウが大きく異なるものへ切り替える場合も新たな特用林産物の生産の開始に含まれる。
新たな木材産業部門の経営の開始	従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出する場合（木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む）。	部門は、基本的には、一般製材、単板製造、床板製造、木材チップ製造、造作材製造、合板製造、集成材製造、建築用木製組立材料製造、パーティクルボード製造、銘板・銘木製造、木材卸売、木材市場等に区分するが、具体的な考え方は以下のとおりである。
	・従来行っていなかった木材製品の生産の開始	新たに木材製品（集成材用ラミナ、単板、床板、集成材、プレカット材、耐火性等の優れた製品等）の生産を開始する場合とするが、同一の木材産業部門であっても、生産体系、資本装備等が大きく異なるものは、別の区分とすることができるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> 従来行っていなかった木材卸売業又は木材市場業の経営の開始 	<p>新たに木材卸売業又は木材市場業の経営を開始する場合とするが、同一の木材卸売業又は木材市場業であっても、経営ノウハウ、資本装備等が大きく異なるものを開始する場合は、新たに木材卸売業又は木材市場業の経営の開始に含まれる。</p>
林産物の新たな生産方式の導入	<p>先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入する場合である。</p>	<p>具体的な考え方は以下のとおりである。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上、品質の向上等に資する機械 施設の新たな導入 	<p>生産工程の改善を図り、生産性の向上、品質の向上等を図るため、高能率の機械・施設を新たに導入する場合とする。含水率等の品質の検査用機械、焼却炉、木質バイオマス発電施設の導入も含まれる。</p> <p>なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて生産性の向上、品質の向上等が図られる場合に限るものとする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上、品質の向上等に資する事業実施方式の新たな導入 	<p>生産性の向上、品質の向上等を図るため、施業対象地の団地化、施業対象者の集団化、葉枯らし方式による素材生産等の新たな生産方式を導入する場合とする。</p>
林産物の新たな販売方式の導入	<p>従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。</p>	<p>具体的な考え方は以下のとおりである。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 林産物の流通コストの削減、林産物の安定的な販路の確保、林産物の付加価値向上を図るための新たな販売方式の導入 	<p>林産物の流通コストを削減するため、ITを活用して行う素材の直送方式による販売を実施する方式、素材の安定的な販路を確保するため、木材製造業者と長期の安定供給の取り決めをして相当量の立木をまとめて購入して行う素材の生産・販売をする方式、森林認証を受けた森林から生産される木材を付加価値を高めて販売するため、加工過程の認証を受けて2製材品を販売する方式等の従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新たな販売方式を導入する場合とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 販売量の拡大や販売コストの低減に資する林産物の流通用機械・施設の新たな導入 	<p>流通工程の改善を図り、販売量の拡大や販売コストの削減を図るため、高能率の流通用機械・施設を導入する場合とする。</p> <p>なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて販売量の拡大や販売コストの低減が図られる場合に限るものとする。</p>
林業労働に係る安全衛生施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> 林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設の導入 	<p>次の機械・施設を導入する場合とする。(想定される例)</p> <p>防振装置付きチェーンソー、防振携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設</p>
林業労働に林業従事する者の福利厚生施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> 林業労働に従事する者の確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等の導入 	<p>次の施設を導入する場合とする。(想定される例)</p> <p>休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設(シャワー又はトイレを備えた車両を含む。)</p>

(注) ここに掲げている取組は一例であり申請された取組ごとに検討し計画の認定を行うこととする。